

## 第2回

世田谷区保育の質ガイドライン改訂委員会

令和6年9月20日（金）

■日時

令和6年9月20日（金）午後5時30分～

■場所

世田谷区保健医療福祉総合プラザ 研修室A

■出席委員

井上委員、岡委員、森田委員、上田委員、北村委員、小嶋委員、清水委員、伊澤委員、  
松田委員、松本委員、池上委員

■事務局

北川保育課長、大里保育の質向上担当副参事、小林保育の質向上担当副参事  
保育課保育育成支援担当係長 伊藤、中村

午後 5 時30分開会

○北川保育課長 それでは、定刻の17時半になりましたので、第2回保育の質ガイドライン改訂委員会を開会いたします。

委員の皆様におかれましては、御多忙の中、御参加いただきまして、ありがとうございます。

私、本日議事に入るまでの間、進行を務めさせていただきます保育課長の北川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は委員がオンラインでの参加となっております。委員、聞こえますでしょうか。よろしくよろしくお願いいたします。

それでは、お手元の次第を御覧いただきまして、本日はこの次第に沿って議事を進めていきたいと考えております。

まず早速ですが、子ども・若者部長の松本より御挨拶をさせていただきます。松本部長、よろしくお願いいたします。

○松本子ども・若本部長 皆さん、こんにちは。子ども・若者部長の松本です。どうぞよろしくお願いいたします。第1回の際は出席できず申し訳ございませんでした。非常に熱い議論がされていたということで、議事録を見て、本当にひしひしと感じているところでございます。

改めてですけれども、今回、ガイドラインの改訂ということでございますが、つくってから10年近くがたってきたということで、本当に世田谷区の保育の中で非常に重要な貴重なガイドラインですけれども、そういったところを大事にしながら運営していく中で、やはり時代の変化もどうしてもございまして、そういったところにさらに対応していかなければいけないとか、多分第1回でも共有していると思いますけれども、御案内のとおり、保育における事故であるとか虐待案件というの、このところ本当に度重なっていて、いま一度、この保育の質というのをしっかり皆さんとともに捉え直し、バージョンアップさせて、現場の皆さんに、また、周囲の方々にきちんと届き浸透していく、そういった機会にしていきたいなと思っております。

同時期に、区のほうでは子ども条例の改正も着手をしております。こちらのほうは20年ぐらい前に制定した条例なんですけれども、当時なかなか文言に入れ込められなかった子どもの権利というのをしっかり条例の中に落とし込んで、やっぱり子ども主体、子どもの

権利をしっかりと保障していく。そういったところを世田谷区の中で文化として根づかせていこうといったところを目的として、今、条例改正に取り組んでおります。それと同時に、この保育の質ガイドラインも合わせて改訂を考えておりました、やはり子ども主体、子どもの権利をしっかりと保障していき、子どもたちのウェルビーイングをしっかりと保障していくものになるようにしていければなと思っております。第1回に引き続き、また忌憚のない御意見をいただければと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○北川保育課長 ありがとうございます。

それでは、議事に入ります前に、まずお手元の資料について事務局からの確認をさせていただきます。よろしく願いします。

○事務局 それでは、私のほうからは、お手元の資料の確認をさせていただきます。

まず、次第がありまして、右上に資料1と書かれているものでガイドライン改訂の方向性、続きまして右上に資料2と書かせていただいている世田谷区保育のガイドライン改訂案、新旧対照表のようなつくりしております。続きまして、資料3が世田谷区保育の質ガイドライン（改訂版）の作成スケジュール（案）を提示させていただきまして、資料4がピンク色のリーフレット、世田谷区の今後の子ども政策の考え方ということでグランドビジョンの説明を載せているものです。続きまして、左上に資料5と書いておりますことも家庭庁のはじめの100か月の育ちビジョン。続きまして、右上に資料6と書いております幼児教育における実践の質評価スケール案。続いて資料7、ガイドライン子どもの意見聴取のアンケート（案）を添付しております。続きまして資料8、世田谷区子どもの権利条例（素案）【概要版】をお配りしております。

資料については以上ですけれども、そのほか第1回の委員会でお配りしました改訂作業部会の委員案をつけさせていただいているのと、あと最後に追加で、資料2のガイドラインの改訂案の新旧対照表ですけれども、すみません、印刷の後に追加で御意見いただきましたので、A4両面になるんですが、お配りしております。お配りの資料は以上になるかと思いますが、過不足ございますでしょうか。

ありがとうございます。資料の確認は以上になります。

○北川保育課長 それでは、早速議事に入りたいと思います。ここからの進行は委員長にお願いしたいと思っておりますので、委員長、よろしく願いいたします。

○委員長 本日もどうぞよろしく願いいたします。

本日は、まず、この後、内容の見直しに入っていくんですけれども、その前に、この改

訂の方向性、それから、それぞれの作業部会で共有していきたい内容から、コンセプトを含めて、まずは御説明に進んでいきたいと思います。よろしいでしょうか。

○事務局 それでは、私のほうからは、世田谷区保育の質ガイドライン改訂に当たり、基本的な考え方についてをお話しします。

パワーポイントにて説明をさせていただきます。

世田谷区では2002年、23区で初めてとなる世田谷区子ども条例を施行し、これまでの子ども計画において、「子どもがすこやかに育つことのできるまち」の実現を目指して様々な施策を進めてまいりました。

2013年には、子どもの人権擁護機関、せたがやホッと子どもサポートが設置されました。

そして、2015年には、子どもの育ちと子育ての支援に積極的に取り組む基本姿勢を明確にした子ども・子育て応援都市宣言をいたしました。

現在は、2023年3月に策定した今後の子ども政策の考え方（グランドビジョン）に基づきまして、子どもは一人一人が今を生きる権利の主体であること、子どもが、虐待やいじめ、障害の有無、生まれや育ちの環境などにより守られるべき権利が侵害されることなく、健やかに育ち、その育ちを見守り支えていくこと、世田谷版ネウボラを中心とした妊娠期から子育て支援、そして子ども・若者のウェルビーイング（身体的、精神的、社会的に満たされた状態にあること）を実現するための支援を強化していくことが明記されております。また、子ども条例の一部改正も進んでおり、子どもの声を聴きながら子どもの権利が保障されるまちを文化として築いていくことを目指しています。

この間、世田谷区の小中学生の子どもたちの声を聴くアンケート調査を実施しました。子ども自身が遊んだり、のんびり過ごしたり、自分のしたいように過ごしたいと思っても、周囲の大人から時間の使い方や過ごし方を決める余地が制限されたり、その時間を持つことができないぐらい忙しい状況に置かれ、その結果、子どもの権利が行使できなかったり、保障されなかったりする実態が、世田谷区の子どもたちが直面している課題となっているということを把握いたしました。地域柄も関係しているのか、未就学児でもかなりの頻度で習い事に通っているという実態もございます。

なぜ小さなうちから知識や技能の習得を急いでしまうのか。子どもによかれと思っている、子どもはそれをどう感じているのか、この根底は何だろうと考えていくと、保護者自身も不安を抱えているのではないかと、その不安はどこから来るのか。みんな不安の中にい

る。不安だからこそ、習い事等をする事で安心しようとしているのではないか。子どもも保護者も追い詰めてはいけない。子どもそれぞれが本来持っている計り知れない力をどう伸ばすかに着眼していけるといきたいと感じております。

このような背景を鑑みつつ、世田谷区保育の質のガイドラインのコンセプトについて説明いたします。

このガイドラインは、全ての子どもが、生きる主体として、地域社会に安全な基盤を築き、自分らしさを発揮し、幸せに生活し成長するための指針として、保育士や保育所はもとより、保護者、事業者、行政など、子どもの育ちに関わる全ての関係者に向けた内容としたいと思っております。これまでの、一人一人の子どもが安心安全な環境の中で生き生きわくわくする遊びや生活が保障される保育実践の実現のための基本的な指針としての役割はそのままとしますが、改訂では、さらに子どもの権利擁護を明確化し、子どもの思いや存在を尊重できるよう、子どもの権利の具体化に向けて考えたいと思っております。

子ども自身をその子らしく育つ樹木に例えたいと思います。何よりも重要な子どもの育ちの中で一番大事なところ、権利が守られ、心身共に受け止められ、安心できるということ。基本的信頼感、心の安全基地などの言葉でも表現されています。子どものウェルビーイング、権利保障を語る章として樹木の「幹」とします。

そして、その樹木を支える「根」です。乳幼児期に特定の大人との愛着関係を大切に育てることは、子どもの人格形成、社会性、情緒の安定、他者との関係性を築く力など、将来にわたって重要なスキルや感覚が育まれることにつながります。生涯にわたって根幹になる大切なものであること。また、地域、社会への信頼や安心感も含めて、土台の章として描きたいと思っております。ここには、保護者、教育保育施設等、地域、事業者、自治体が入ります。子どもたちは社会に出て初めて保育士と出会い、そこで愛着も形成され、そのうれしさ、その楽しさから自分自身の自己肯定感というものも育んでいくのだと思うと、やはり保育園という場所がどれだけ大切か、そこに関わる人々がどれくらい大切かというのをしっかりと描きたいと思っております。

そして、幹を軸として、その根から栄養を十分に受け、子どもが遊びや生活の中で世界を広げていく、「枝葉」が育つイメージです。愛着形成の中で培われた安心感をもっているいろいろなことにチャレンジする、困ったらSOSを出す、SOSが出せる。そしてまた心の基地に戻って充電をし、またチャレンジをする。子どもは、この遊びや生活の中で、自己肯定感や生きる力を育んでいきます。この子どもが育っていくイメージを、保育内容を

表現する章とします。

このような3つの章立てで構成することを検討したいと思っております。

最後に、このような順になっております。これは、全てがやはり循環していく、根っこ部分の愛着形成。やはり子どもの根幹ですよね。その部分がしっかりと出来上がっていくこと。

そして、その愛着関係というのは、本来は生まれてきて、保護者であってほしいと願いますが、今はそうでないお子さんもいらっしゃいます。そういうときに、教育保育施設の中での保育士、地域での誰か、そういうところとつながることで、子ども自身の真ん中の部分が満たされ、それが上に向かっていく、豊かな樹木の方角に行くといいなと思っていて、どれも欠かすことができない要素、全てが相互関係にあると考えております。

前回の議論の中で、子どもの権利から出発し、子どもの発達や成長、経験を大人目線ではなく子ども目線で考える、それを支えるのが保育園や保護者、地域社会というようなストーリーが書けたらという前回のお話の中からヒントをいただき、事務局ではこのような形でのコンセプトを考えました。

次に移ります。そのほかに点検項目については、チェックリストについては項目が多くならないようにしていくこと。

また、表現の仕方、言葉の使い方、子どもの声、職員の声、保護者の声、その他関係者の声を聴いていくというような部分もございます。

そして、今までになく追加をしていくというところでは、子どもの権利条約にある4つの一般原則、ここを子どもの権利条例とともに追記をしていきたいと思っております。

子どもを「～～にする」というのではなく「～～になる」というような子ども目線での記載、この辺も皆さんで御議論いただきたいと思っております。

そして、資料1、ガイドライン改訂の方向性ですが、その中で、現行のガイドラインにのっとり保育の質の保障を目指してきましたが、実際には不適切な保育等をはじめとする保育現場における改善すべき課題も見られております。その辺についても、子どもの主体性を尊重し、子どもを真ん中にした保育の実践がされることで次のステージに、子ども中心の保育の実現となるような内容という意味合いでの視点も検討していきたいと思っております。

最後になりますが、今一番言われております保育士の専門性ですね。個人の問題という点もありますが、プラスその育成、組織のマネジメント、運営のアプローチ、管理職の責

務や役割、この辺も充実をさせていきたいと考えております。

事務局からの説明は以上です。

○委員長 御説明ありがとうございました。

まずは、この大きなコンセプト、イメージということで非常に分かりやすく表現しているかなと思うんですけども、このコンセプトについて、あるいはチェック項目についても、あまり多くなり過ぎずという意見もありました。あるいは表現についても子ども目線ということで、この3点ほどで御質問や御意見があれば頂戴をして、議論を進めてまいりたいと思います。委員の先生方、御発言いただける先生がいらっしゃいましたらぜひお願いいたします。

○委員 すみません、幾つか感想と希望を申し上げておきたいと思います。

キーワードでいくと、今度の子どもの権利条例と連動させるということと、それから、国連子どもの権利条約との関係性ということを見ると、幾つかやっぱり足りない点があると思います。

1つは、今すぐ乳幼児期に注目しているのはなぜかという、乳幼児期が学齢期の準備期みたいに捉えられている。要するに、乳幼児期にとっても大事なことは、乳幼児期の子どもたち自身が今を生きる主体であるという考え方ですよ。今を生きる主体である。つまり、それが、この中でいうと非常に抽象度を上げているんだけど、やっぱり大事で、そここのところは言語化しなきゃいけないんじゃないかと思うのが1点。今を生きる主体、乳幼児期はその主体だという、本当にスタートラインに立つんだということです。相対する意見でいうと、やっぱり準備期ではないというところを明確化するの1つですね。

もう一つあるのは、乳幼児期の子どもたちが自らの人生の主体だとするならば、その乳幼児期の子どもたちの主体をどう描くかというときに、もう一つ子どもの権利条約等で大事なことが意見表明・参加です。このことがこの中に出ていないのが、やっぱりこれも弱い。これが2つ目の課題ですね。つまり、親や保育者たちの客体に甘んじているんじゃないかということをととても感じました。

それから3つ目は、乳幼児期の子どもたちというのは、どうしても保護性が強いというのは当たり前の話で、これは子どもの権利条約でもそうなんです。保護をされて当然の話なので、保護をされて権利の主体としてどういうふういきちんと子どもたちの成長、発達をその年齢にふさわしく保障していくのかを考えなきゃいけないわけで、保護をしなくて

いいというわけではない。このことは、今回のこども基本条例の改正のときにも若者たちが物すごく言ったことなんですよね。やっぱりきちんと保護してほしい。そして、保護を前提として、きちんと権利の主体としての位置づけもしてほしい。それはそうですよね、当たり前の要望だけれども、そのところは乳幼児期ではどう書き込んでいくのかということが弱いなという感じがしたんですね。

それから、3つ目のところというのは、今語っているときに、保育という概念をどこの範囲までを保育というふうに概念整理するか。乳幼児期というのはよしとして、生まれてからの話としてやる、それはそれでいいとして、でも、それもやっぱり書かなければならないと思うんですが、それと同時に、概念として、保育というときの保育は保育所保育だけを指すのか。あるいは、今日委員が来ているけれども、例えば拠点みたいところで、簡単に言ってしまうえば親たちがある程度参加しながらつくり上げていくような、そういう家庭で子どもが育つというところから、地域で育つ。そして、地域で育つときの市民だとか親たち参加型の部分が、一定量、世田谷の中にはあって、それプラス多様な保育所保育、あるいは保育形態で行われているものがある。

その中でいうと、おでかけひろばとか拠点事業というのは、市民性のところで非常に近いものだと思うんですけども、それは今回の保育の質ガイドラインでは、例えば世田谷区内の子どもたちがベビーシッターなんかで保育されるときベビーシッター保育に対して、私たちはどうこの問題を提起していくのか。その概念として対象がきちんとそこに位置づかないと、これはまずいなと思うんですよね。形だけのものであってはならないと思うので、そういう点で、私、今お話を聞きながら、この3つは、ちょっとそういう意味では、概念の整理とか、今お話したように条例と条約を想定すると、もうちょっと枠組みとして整理をしたいなと感じたということです。

以上です。

○委員長 大変ありがとうございます。重要なポイントだと思うので、今の御意見をいただきながら、それをどういうふうに表現したり内容に入れていくのかをちょっとまた考えて、進めていきたいと思います。

ほかの委員の先生、いかがでしょうか。

○委員 私、子ども計画のほうの委員でもあって、子ども・子育て会議でもやらせてもらっているんですけども、子ども計画のほうでも同じ内容はもちろんうたわれています。かなり近い内容がうたわれているところがあるので、先ほど御説明でいいなと思ったの

は、子どもの権利の具体化とおっしゃったんですね。なので、どのくらい具体的に私たちがこのガイドラインを本当に現場に即した形にできるかというのが勝負どころ。逆に、これが抽象的なまま行っちゃうと、子ども計画と大分かぶっちゃう内容になって、ひょっとしたら絵に描いた餅になりかねませんので、どこまで具体化するかというのが、今後の作業部会の課題になってくるのかなと思います。

もう一ついいなと思ったのは、木のモチーフが使われていて、分かりやすく表現されようとしているというのはすごく好感が持てるというか、いいと思います。何かこの木にネーミングをつけるなり何なりして、もっともっと具体的に、チャーミングなものにしていければというところですね。

全体としては以上です。

○委員長 ありがとうございます。具体的にというところは、ぜひこの中の作業部会で、項目や内容を考えるところで少し整理しながら、表記していただきたいと思います。樹木のこれに名前をつけたほうがいいですかね、いいかもしれないですね。ありがとうございます。

いかがでしょうか、委員の先生方。

○委員 すみません、先ほどの委員のお話でちょっと思ったんですけれども、この絵だと、例えば子どもに対していろんなものが降り注いで育っていくような形に見えるんですけれども、子ども自身から内発していく、意見表明の部分ですね、その部分がもうちょっとというところと、何となく準備期っぽく見えてしまうと、そういう理解ですよ。

○委員 そうですね。

○委員 分かりました。ありがとうございます。

○委員長 委員、例えば今、このイメージの中でいくと、真ん中に赤く「豊かな心」とか「自己肯定感」とかありますけれども、例えばあの概念のレベルに「意見表明」みたいなものが入るイメージですか。

○委員 それも少し議論したほうがいいと思うんですが、つまり誰もまだ実は描けていないんですよ。この100か月の話も、全然権利主体としての子どもって出てこないんですよ。やっぱり保護の対象でしかないんですよ。

でも、やっぱり子どもたちって生まれながらにして権利の主体なんですよ。そして私、いつも思うんだけど、子どもって本当に小ちゃい生まれたばかりのときだって、生きるぞという物すごいエネルギーを持って生まれてくるわけですよ。そのエネル

ギーをどう私たちは描くか、受け止めるかということだと思っうんすよね。どんなに病気があったって、障害があったって、子どもたちはその生きるという意欲を持って生まれてくる。それをやっぱり大人たちは受け止めて、ここでいえば、ある種、家庭的な保育、養育というものであったり、それを社会的な保育というふうにするのか、そこのところはまた議論しなきゃいけないと思っうんす。そういうものの中で、多分、見詰め支えていくことになると思っうんすよね。だから、「子ども」とあそこに書いちゃって、実は「子ども」というのが「生きる力」とか「豊かな心」とか、あれは絶対として示すのか、それとも徐々につくり上げていくのかみたいなイメージを持っているのかによって、そこのところが多分違ってくるなと思っうんすよね。

多分、私たちが乳幼児期が権利主体ということのイメージをつくり上げなきゃいけない時期に来ているんだけど、ここでも言われていないんですよ、全然。まだ非常に概念的なものであって、乳幼児期が権利の主体であるってどういうこと？と。それは赤ちゃん言葉で言ったからといって、別に権利の主体でも全然ない。だけれども、さっきおっしゃったみたいに、やっぱり赤ちゃんのところから子どもたちがきちんと自分たちの意思というものを持っていて、その意思をいろんな形で表現している。そのいろんな形で表現できるような環境と、それを受け止める大人たちがいて、その受け止める大人たちの力があってこそ、赤ちゃんたちからの子どもの意見表明というものが現実化するといっうかね。

その気づく力というのは、私、今日ずっとその議論をしていたんですが、まさに保育者の挑戦なんすよね。暑いときにウワーっと叫んでいる赤ちゃんの思いを保育士たちがどれだけキャッチして、これは暑過ぎるんだから、もうちょっと薄着にさせてあげてよといっうことが自然に出てくるような、あるいは、この子、お腹すいてるんだよねといっう子たちに、例えば食べるということ私たちが一緒に体験していけば食べられるようになっていくんだらうかとか、保育ってそういうところじゃないですか。

だから今日も、子どもたちの自分たちの意思をどういっうふうに出して、それをどうやってキャッチする力を持つ保育士たちに育ってもらっうかといっうことをずうっとトレーニングしていたわけすよね。まさにそういうところがこの中に描けないと、この乳幼児期の本当に最初の子どもたちの意思というものを形成し、その意思というものを受け止めていける保育につながらないんじゃないかと。分かりますかしら、非常に拙い表現で申し訳ないんですが。

だから、できれば私、子どもの条例と同じように、このガイドラインの冒頭の前文は、

保護者や、あるいは子どもたちと一緒に書き上げてもいいと思っているぐらいなんです。それぐらいのものであってよくて、子どもたちの願いであるとか保護者たちの願い、その願いが基になって、そして具体的にはガイドラインというものが出来上がり、それを受け止めていく、逆に言うところの一番下は子どもたちや親たちが一緒になっていく願いであって、その願いの中に保育というものが形成されていく。

実は世田谷の保育の中は、もともと市民参加だとか子ども参加だとかをいろんな形でくり上げてきた自治体であるがゆえに、そういう構造があってもいいし、その対象としてあるものもさっき言った保育なんだけれども、じゃ、例えば冒険遊び場みたいなどころをつくったり、環境をつくったり、そういうところでも、子どもたちの遊びを通した環境をつくって保育を考えると、いろんな保育をつくり出しているわけで、そういう意味で言えば、それが国連が言うところの大人たちの挑戦ですよ。その挑戦という概念を世田谷区はどう受け止めて、このガイドラインに書き込んでいるかというようなことが出てくると、何か世田谷らしさみたいなものが出てきて、100か月のところにはない新しいものが出てくるかなという気がしたんですけれども、難しいかしら、ごめんなさい。

○委員 ありがとうございます。ここに入るのか分からなくて、私も、うーんと思っていたのが、でも多分、その保護的ということだと思えるんですけれども、それこそ赤ちゃんからもらうものがすごく大きいとされていて、もらえるから大人が変わっていく。子どもが変わるんじゃなくて、子どもが社会とか周りを変えていくという感じ。さっきのエネルギーの話もそうだと思うので、むしろ恩恵を受けているのはこっち側みたいな。

これって、子どもに降り注ぐみたいなイメージがすごく強いけれども、実は子どもの存在が社会を変えているという感覚がもうちょっとあると、じゃ、そこから何が生まれているのと、自分たちの気づきのほうに向かうのかなとすごく感じていたのと、あと、やっぱり「愛着」のところは一番が「保護者」であってほしいみたいな願いも皆さんにあると思うんですけれども、それがいない人たちだから必要というよりは、親からできることもあるけれども多層的に必要なことがもっとあってもいい。それはもしかしたら100のところのこういう厚みの部分かもしれないんですけれども、ない人たちに必要という言い方じゃなく、あっても必要だよ、だけれども第一義的責任と言われる嫌だなと私はずっと言っているんですけれども、そこが多層的であるということはやっぱり欲しい。

あと、これは方向性の中にあるのがいいのか分からないし、もしかしたら点検という部分なのかもしれないんですけれども、やっぱり改訂のときはこうやって盛り上がるけれど

も、10年間、しいんとなっちゃう。行政の立てつけ上、しようがないかもしれないけれども、改訂のときがいつ来るか分からないけれども次の改訂まで待つではなく、改訂しながらスパイラルアップしていくみたいなイメージをこの中につくれないかなと。関わった人たちが一番勉強になるし、明日から頑張ろうと思える、その仕組みを中に入れられたら面白いんじゃないかなと思っていました。

以上です。

○委員 よろしくお願ひいたします。前回、第1回に出させていただきます、すごく抽象的で、あと、先生方の文言が非常に難しく、全くさっぱり分からずに、打ちひしがれて前回は帰りました。今日は委員のお話を聞いていて、ほんの少しなんですけれども分かったような気がしてまして、前回、私、子どもって何歳から何歳までですかと聞いたかと思うんですけれども、あまりにも広過ぎて、保育園関係のお母さん方とよく話をする機会がありまして、ゼロから6までですと言われれば何となく想像はつくんですけれども、その中でもゼロ歳と年長さんとは全く子どもも違ってきますし、ゼロ歳児で生まれたばかりの子どもの権利、権利は子どものためを思って親なり大人が考えれば考えつくものだと思うんですけれども、その意思表示みたいなものってどうやって酌み取っていくんだらうというのはすごく分からなくて、考えていました。委員の先ほどの詳しいお話を聞きながら、何となく分かったような気が今しております。意思表示、酌み取るもの、保護者側に立って酌み取る場所、そういったものを大事にしなければいけないというのが分かりました。

今お話を聞いていて、確かにこの改訂の部分で私たちが今一番勉強させていただいていける中で、これをどうやって子どもを持つ親、子どもの一番近くにいる保護者に伝えていくんだらうな、どうやって具体的に表していくんだらうなというのが一番難しいのかなと、本当にひしひしと感じているところです。今日もよろしくお願ひいたします。

○委員長 ありがとうございます。

ほかに委員の先生、いかがですか。

○委員 皆さんの意見を聞いていて、あの図でいうところの「愛着関係」というところが「保育内容」のほうにもちょっと関わるようなこともあるのかなと思っていて、それは、安心してそこにいられる、そこに安心した場所があるということと、それから、子どもたちが赤ちゃんから表現する、その表現するものをきちんと受け止める大人がそこにおいて、その相互の作用で豊かになっていくみたいなものが図としても表れると、ちょっとその

イメージができるのかなと思ったり。

あと、「自己肯定感」というところも、自己肯定感を持つってどういうふうにするのといったときに、よくありのままを受け止めるというけれども結構難しくて、何かができるいく道すがらで何となくできることがいいのかなとか、そういうふうになりがちではある中で、そのありのままって何よといったときに、こういうガイドラインの中でありのままを受け止める土台づくりというか、その土台の部分がしっかり入ってくると、現場としてはかなり意識ができるなと思いました。

○委員長 委員、よろしくお願いします。

○委員 何か順番にお話しするような流れになりましたので。

私もすごくお話を聞いていまして、いろいろと冒頭のお話から、方向性のお話から、やっぱり子どもに関わる全ての人というところがまずポイントだと思うので、決して保育施設とかだけではなく、まずは子どもという存在を分かりやすく言うと1人の人なわけであって、子どもは生まれてすぐに物すごいエネルギーで成長していくので、1人の成長する人として関わっていくというところかというと、大人が何かを強制する権利はないはずなんです。そういったところをもう少し分かりやすく伝えていかないといけないということ。

あと、私は認定こども園で働いていますので、働く身から今度ちょっとお話しさせていただきますと、これは一人一人みんな理解はしているんですね。子どもに対してどのように関わって、権利を守って接していく。でも、それが集団になったときに、じゃ、どうしていくのかというところが、やっぱり私たち保育士のスキルにもよるんですけども、大体2人担任で20何名を請け負う中で、どういうふうにこの権利を保ちながら子どもたちと接していくのかというのは、すごく課題かなと思います。

あと、もちろん私、別に批判とかそういうことは全くないんですけども、樹木の絵って結構いろんな場所であるんですよ。いろんなところで見るとはいいんですけども、ただただ子どもに何かを与えるみたいなイメージがすごくあって、例えば栄養を与える、こういうふうに愛情を注いで育てていきたいと思いますみたいなデザインってすごくあるんですけども、子どもって自ら成長する力があって、エネルギーがあって、自発的にというところがすごくあるので、そこをどういうふうに表現していくか、そこのバランスをこういうガイドラインにどのように載せていくかは、かなり考えるところが必要なかなと思います。私は、大人がつくるものと子どもの力、もともと発する力、そこの部分がすごくガイドラ

インって難しいなと思います。

以上です。

○委員 午前中、保育士の研修をやっていて、もう今に始まったことではないんですけども、子どもの姿を見て、上手に甘えられないとか、うまく気持ちを表せないとかと言うんだけど、いや、その表し方がその子の表現であって、その子の甘え方であって、それが例えば保育士でも保護者でもそうなんですけれども、自分が受け止められる範囲であれば、その甘えにどう応えようかと。でも、自分の物差しを超えたところでいうと、それは例えば今後困るから、その子が困ることになるから、こういうふうに言っていくんだよ、言葉で言うんだよ。その言葉で表現できるようになるということもある程度目指す中にはあるんだけど、表現をそのまま受け止めるということが、保育士であっても、その子のためにそうじゃない方法を教えたり、適切に導いていかなきゃいけないというような考えがある中では、教育というか、育てるためにそれが必要なのかどうか。

ちょっとそこが今いろいろ混乱をしながら、これが保護者向けになったときにも、やっぱり保護者も、さっきの委員の話ではないですけども、就学前の準備として何か教えたり、習わせたり、導いたり、指導したりという形になっていくところが、この中でどういうふうに伝えられるのかなと。すみません、子育て支援とかその辺の担当なので、そこをどういう立ち位置で書けばいいのかなと考えているところです。ちょっとあんまり、すみません。

○委員 2回目なので手短かに言います。すみません。明日から3連休で、3連休明けにまた子どもたちが保育園に来るんですけども、まあ、もう芋洗いみたいにして遊ぶわけですよ。もちろんそこでけがが発生したり、そういう話じゃなくて、その様子を見てみると、もう子ども同士に関わりに飢えている。3日間あるから、土曜保育の人もいますけれども、愛着はフル充電のはずなんですよ。だから愛着的には、もう多分家族で3日間過ごしているので満タンなはずなのに、保育園に来たら、もう子ども同士に飢えているかのように遊びまくって、それはもう本当にほほ笑ましいんですけども、つまり、子どもが子ども同士の中で育つという権利もあるわけです。なので、この絵の話をする、木のシルエットでいいので、ここにいっぱいほかにシルエットがあって、子どもは子どもの中でというふうなイメージはまた一つ必要なところかなと思います。

さっき委員もおっしゃった25対1で保育をしているわけですけども、じゃ、25対1がもっと配置基準が増えればいいのかという話もあるんですけども、どうでしょう、意外とそ

れで成立しているのはどういうことかという、アタッチメントって子どもは子どもから受けているんですよ。お友達の中で全然リカバリーできているんですよ。何々ちゃんと一緒に一生懸命おままごとをするのでも全然癒されるし、すごく関わりもあるし、心のつながりも持てるし、そこで満足感って結構あって、愛着イコール親とか先生だけではない。子ども同士という視点はまた一つ。

保育ですからね。子育ての質ガイドラインだったらいざ知らず、ちょっと保育というところでは、子ども・集団という視点は抜かせないし、また、この愛着が独り歩きしちゃうと、世田谷の保護者は裕福なので、愛着が行き過ぎると過干渉になりますし、過干渉が行き過ぎると教育虐待という話ですので、このトーンは少し大事なところかなと思います。

ちょっと一気にあと2点だけしゃべっちゃうと、こういうふうに理想を語れば語るほど、保護者も、先生たちも、でも忙しいからとか、でも大変だからみたいな話が必ず返ってきます。どういうことかという、保育士の安心基地は何ですかという話なんですよ。園長先生の安心基地ってどこですかという話になってくるんですよ。大事なところなので、さっき委員がおっしゃったように、保育者が挑戦する、やってみる。やってみさせるという言葉は変ですけども、子どもたちと一緒にやってみて、振り返って、承認されて、それこそ愛着の安心感の輪のループの中、保育者たちの安心感の基地はどこにあるのだろうか。それが園長だったり、主任だったり、同僚だったりすればいいわけですけども、もっと言うと、園長先生たちの安心基地はどこだろうか。それが区役所だったり園長会だったりするといいいわけですけども、ちょっとそういう保育者支援という視点も、ここで話すことじゃないかもしれませんが、また一つ必要なところかなと思います。

以上です。

○委員長 ありがとうございます。

委員、いかがですか。オンラインで参加いただいておりますが、もし御意見等があればですが、いかがでしょうか。

○委員 本日、対面で会議に参加できなくて申し訳ございません、お許してください。

保育の質ガイドラインのイメージ図、ありがとうございます。本当に私も、5年か10年前ぐらいから、同じようなイメージ図で進めさせていただいております。ちょっと言葉は違うんですけども、今回のこのイメージと同じ形で進んでおります。保育士の心をまず豊かにして、子どもたちにどう接するかというのがここで根底になっておりますということをお話しさせていただきます。

以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。

○委員 申し訳ありません、ちょっとばたばたしております。途切れ途切れの話の中で、それを接続して、ただ、何となく前回の委員の話を受けて、前回お話ししたこととの絡みでいうと、主体の話、「する」と「なる」の話でいうと、例えば前回も申し上げたんですが、うちの教育哲学者が、ドゥールーズの理屈、思想みたいなところで彼が例として出したのは、要は今までだと意思決定って、春まだ冷たい水の中に3歳の子どもが入るか入らないか、入ってみたいけれども、あら冷たい、でも、どうしようかなと迷って、入ってみたいな、でも冷たいなみたいなきで主体性って、それに入ることを決めたときを主体性と呼ぶことが多いけれども、いや、そもそも入ろうかな、入らないかな、冷たいな、でもどうしようかなと考えていること自体が主体性と考えられるんじゃないかという新しい主体性観というのが出てきていると彼は話をしていて、それが多分、中動態理論と言われているものの「なる」という考え方にすごく近くて。

実は、何か結果や成果が出るかどうか、例えば子どもの遊びそれ自体、そのときの例もやっぱり面白くて、泥の滑り台の例を彼が出してくれたんです。泥の滑り台が作られているプロセスの中には、どろどろ、ねとねとに触っていて、何か気持ちいいとか、何か面白いとか、あら、滑るぞ、これとは思っているうちにだんだんだんだんだん滑り台になっていったんであって、必ずしも滑り台を最初から作ろうと思って滑り台を作っていたわけではない。

もちろん5歳ぐらいになったら、こんなふうにして遊ぼうという見通しを持ちながら、子どもたちが活動をつくっていく力というのもすごく大事だけれども、実は子どもが遊びが面白くなっていくというのは、何かいいことありそうだとか、さてさて、どうしようかな、こうなったら面白いかもなということの連続性の中で実は遊びが出来上がっていくことがとても多くて、そういう意味でいうとゴールからの逆算ではなくて、足し算で子どもたちが育っていくというようなことが、さっき多分委員が言った対象化されているというお話は、きっとそこにつながってくるんだろうなと思ってつないで聞いていましたし、「する」と「なる」の差というのは多分そういうところにあるんだろうなと思っていて、そういう意味でいうと、子どもたちが何か迷っていたり、曖昧であったりすること自体に物すごく意味があるんだよねと。

その曖昧さは、先ほどの保育者の話でいえば、保育者自体も、子どもの隣にしながら、

さて、面白くなりそうだな、一体どうなったら面白くなっていくかなという感覚がない保育者ってとっても息苦しいんだと思っていて、逆に言うと、そういうことが楽しめないということは、保育をやってもきっと楽しくなくて、そうすると、させることができたり、成果が上げられたという有能性に自分が奪われてしまった保育者ってちょっと危ないなど。別にそれを学校の先生とは呼ばないですけども、そういう感じはあるなと思っていて、なので、子どもの側からということを立て上げていくときに、今までだったら主体性と呼ばなかったようなものが実はとても大事なんだよねと。曖昧であることの大事さみたいなことって、それは大人の側も、もしかすると曖昧さを子どもと一緒に手繰り寄せながらというのか、積み重ねながらというようなことが実はすごく大事で、それはもしかするとアタッチメントという感覚とはちょっと違うかもしれないなと思って話を聞いていました。

すみません、まだらをつないで話すとこんな感じになります。

○委員長 ありがとうございます。

○委員 すごく大事だと思いますね。

○委員長 うん、そうですよね。

○委員 さっきずっと研修をやっていて、その中で何がすごく大事かというのと、その曖昧さというか、要するに、自己決定、意思決定ですよ、意思決定できる時間とか空間とか、様々な関係性とか、そういったものが全部剥ぎ取られていく子どもたちの日常。その中で子どもたちに主体性がどうのこうのと言われたって、全部剥ぎ取っておいて今さら主体性を育てろと言われたって、学校へ行ってからできないよといって不登校がいっぱい出てくる。当たり前の話だと思うんですよね。だから本当に乳幼児期って大事で、その曖昧さの中でたっぷりある時間、だって11時間も保育園にいるんだから。その11時間もいる保育園の中で時間はたっぷりあるのに、何で追い立てられるのと。追い立てられなくていいんじゃない、子どもたちはもっとゆっくりゆっくり……。

でも、何でゆっくりできないかといったら、さっきのお話で、例えば保育士の労働条件であるとか、何かいろいろあるとするならですよ。そのところを社会的にどうカバーするかという議論を私たちはしなければならなくて、やっぱり子どもたちにとって限りなく長い時間、その長い時間をどう保障できるか。多分もう飽きたねというぐらいの状態で学校に送ってやりたいということかなと、今日、午前中の議論をしながら思っていたんですよ。

そのもう莫大な時間を費やして、あるいは大人たちがエネルギーもそこに注ぎながら子どもたちを見守っているということを例えば小学校の先生方に実感してもらえると、小学校の教育が変わっていくかもしれないねというのを、昨日、実はそんな議論を先生方とやっていたんですよ。それがいわゆる小学校との連携とか地域との連携というときに、今、先生がおっしゃってくださったように、足し算で。つまり、子どもが赤ちゃんのときからずっとどういうふうに育ってきたかということの中で学校に送り込んでいく。

その力強さみたいなものをしない限り、やっぱり学校からある種引き算でずっと、先生はさっきいらっしゃらなかったんですけれども、さっき私は準備期という言い方をしたんです。準備期でどんどんもったいないぐらいのこの時期を侵略されることに対して、ノーと言わなきゃいけないんじゃないのということを申し上げたんですけれども、そういう意味で、赤ちゃんのときから今、本当に今、一日一日、生まれて1日、生まれて2日というこの貴重な時期をどういうふうに私たちは守ってやれるか。

そして、子どもたちがもともと持っている力を社会がきちんと支えていく、そういう大人たちもいるんだということを表明していくスタンスというのがすごく大事じゃないかなと。そういう考え方ができてくると、例えば親たちが安心して学校に行けるというか、そこまでたどり着けることになるんじゃないかなと思うんです。これ、下手すると、乳幼児期のところにぐっと下りてきますよね。今、不登校の子たちのため、そうならないためにはどういうふうに乳幼児期を過ごしたらいいですかという話がもうあたかも出ていますので、ここをぐっと押し返す力をこのガイドラインは持たないと、大変なことになるなと私は思っています。

○委員長 もう議論すればするほど深みにはまっていく感じがちょっと怖いんですけれども、今、先生方の御意見をいただいて、私は、これから5つぐらい考えながら、またこれが作業部会に入っていった中でどういうふうにそれを受け止めて、表現していくかということになるんだろうなと思うんですけれども、まず、前文のところ子どもとか保護者の声を入れて書いたらいいというお話はとてもいいなと感じて、今の議論も含めて、準備期ではないとか、足し算で子どもはこう行くんだとか、曖昧さとか、自分に許されるものとか、多分アンケートがこの後にあると思うんですけれども、その中で子どもの声や保護者の声が入ってきたらそれをうまく表現しながら、このガイドラインの方向性みたいなことを描けると、とても世田谷らしいものになるんじゃないかなというのが1つ目です。

それから2つ目は、木がいいのかどうかということもあるんですけれども、ただ、この難

しい概念を何かイメージで伝えることは必要だろうと思うので、私は木を見たときに、子どもたちが自分の居場所を獲得して、地域に自分の場所、根差せる場所があって、そこを起点として自分らしく育っていくというイメージはとてもいいなと思ったので、木でいいのかどうかということも含めて、そのような表現というのは先生方の御意見とかアイデアをいただきながら、ネーミングも含めて考えていくとか、背景に違う姿の木があったりとか、例えばその木が今、真っすぐ立っていますけれども、もうちょっとうねうねするみたいな、いろんな枝葉の張り方が表現できているような、そんないろんな木があるみたいなこともいいのかとか、そんなことを思いました。ただ、挑戦することは大事なことなので、それがぴったり合うものかどうか分からないですけれども、何かイメージを添えてというところはいいなと思っています。

あと、今書いていただいたキーワードがあればいいのかとか、キーワード同士の関係性とか、あと、子どもを中心にしているんだけれども、大人と社会も子どもからいろんなものを得ているという、そういうものが描けるかどうかということも挑戦だろうなと思います。

あと、保育の定義のところ、もちろん保育所保育も入りながら、多様なということを入れて、分量的にどこまでそれを表現していけるのかをまた検討していかなければいけないなというところ。

最後は、それを実際に現場でということ、保育士の実態とか、保育士自体の権利とか保育士の環境とか、それに伴う管理職や現場のことというのは、もう少し含めていく必要があるだろうと感じながら、5点ぐらい引き続き考えて、多分いろんなことが議論される中でイメージが固まってくるのかなという気もしながらお伺いしています。

まだ少し御議論いただきたいところもあるので、コンセプトについては、以上、先生方からいただいたものを含めて、さらに検討を進めていきたいと思います。

それでは、続きでよろしいでしょうか、事務局からの説明に移っていきたくと思います。アンケートについてお願いします。

○事務局 資料7を御覧ください。先ほど、子どもの声、そして保護者や保育士、いろいろな声を聴くというようなお話がありました。どのような願いを持っているのか、また、立場が異なる場合の差異がどこにあって、それがどうしてそうなるのかとか、そういうところをどういうふうに私たちは調整するのか、見るのか、多角的な視点から分析ができればと思っております。ここの内容が、先ほど議論をしていただきました前文であったり、

いろいろな細部に生かしていければと考えております。

そして、両親学級。そういうところでの保育に対する期待だったり、不安だったり、そういう言葉も聞くと、私たちはいろんなところに気持ちを張り巡らせるのではないかというようなこともございまして、関係者の方には、この後またお声がけをして、御相談させていただきたいと思っております。

また、私立幼稚園さんの意見というのも聴きたいと思っていて、そのあたりもまた御相談をさせていただきたいと思っております。

内容について、私ども、何回か調整を重ねてきたんですけれども、この辺について、また御意見をいただければありがたいなと思っております。インターネットでの投げかけは少し早めにとできると思っています。子どもに聴くというところは、私ども育成班の職員と、委員に御同行をお願いしたいです。これも私たちの挑戦になります。御意見をいただければと思います。

○委員長 ありがとうございます。

対象等について、そしてアンケートの内容についても、委員の先生方、お目通しいただいて、内容を少し見直したほうがいいのか、こういう項目も入れたほうがいいのか、あるいは聴くときの注意点等を御意見いただけましたらありがたいです。

○委員 この子どもの意見を聴くアンケート、4歳なんだけれども、具体的にはどういう聞き方をしようというふうにイメージしていますか。委員でもいいんだけれども、どうだったら意見を聴けそうか。

この間、委員がまだ保育園にいたときに、具体的には東京都のこども基本条例の動画のところで子どもたちに意見を聴いたりしたんだけれども、あのときは4、5歳でしたよね。4、5歳で合計すると15人ぐらい？

○委員 4、5歳なのでもうちちょっといました。25人とか、30人弱ぐらいいました。

○委員 私は、聴いたときはあまりいないほうがいいのかということで、発表会のときに同席させてもらったんですけれども、子どもたちはどうでした？

○委員 あのときのやり方は、ホールに4、5歳で登園している子たちが集まって、こども基本条例の子どもの権利のところショート動画があるんですけれども、それを見て、その後でその動画にまつわる、こういうのはどう思う、こういうのってどうですかと聴かれたときに、子どもたちがアトランダムに思い描いたものを言うというような意見徴取の仕方でした。

○委員 どうでした？ 結構言いました？

○委員 言いましたけれども、1人が言うと、それに付随してそれと同じような系統を言ったりという傾向はありました。だから、1人のオリジナルな意見をどういうふうに吸い取るというか、取り上げていくのはすごく難しいなというのもちよっと感じました。

○委員 最後に私たちは後で聞くんですけども、そのときに、お友達がいなかったのか、かわいそうとかと子どもが言ったという話で、それで実は動画のところにお友達が出てくるんですよ。リスか何かが出てくる。ちよっとごめんなさい、忘れちゃったんですけども、何か出てきたんですよ。だから、そういうような具体的な絵柄みたいなものがあったり、何かイメージできるものがあれば、子どもたちは語る。自分はこうがいいみたいなことを結構言い始めるけれども、こういうふうに話を聴いて4、5歳で言うかなと思うんですが、どうですかね。

○委員 東京都の子ども条例の普及のための動画の一環では、確かに動物を、どんな動物がいいかなとか、いろんな種類の動物、何がいいかなとか、もう子どもがイメージを持っているようなものをアトランダムに上げてもらったり、友達関係とか仲間みたいなのところでイメージしやすい動画はそれを見てからの答えだったので、割とそこに関しては出たかなというふうには思います。

○委員 だから、子どもたちに何を期待するかというところだと思うんですけどもね。現場の方がお二人いらっしゃるから……。

○委員 いや、もちろんこれはまだ案でしょうから、これから一緒に練らなきゃいけないと思うんですけども、先ほど委員がおっしゃったような、曖昧な中で何となく漂って、何かいじっていたら面白くなって遊びになるみたいな、そういう子どもの世界に、やりたいときにやりたい遊びができるかというのは、こういう問、ちよっと滑っちゃうかもしれないですね。

ここはだから、どういうふうにするか、集団で聴いたほうがいいのか、ワン・トゥ・ワンのほうがいいのか、誰が聴いたほうがいいのか。ひょっとして怖い先生がいて、聴いたらちよっと模範解答を言うかもしれませんので、そういう付度をさせないということもあるんで、「もっとあそびたいなって時に『お昼寝だよ』と言われてたらどうする？」というのは、その曖昧さとこの問をどうデザインするかというのは、ちよっと僕も今悩んでいるところですね。

○事務局 事務局としては一度、以前、小さいお子さんの意見を聴きたいという案件があ

り、ちょっと協力しましょうということで、私たち育成の職員が保育園に行ったときがあったんですね。

やはり先ほど委員がおっしゃったように、1グループ5人ぐらいでやったんです。そうすると、トップバッターで言った子の答えが全部伝染していくんですね。それで私たちも、ああ、1グループの人数が多すぎたなと反省しました。やはりそのときにも、楽しいときとかうれしいときってなかなかぼつと出てこないじゃないですか。なので絵をちょっと用意して、まず最初に人権の絵本を少し読んで、そのほかにも絵柄を少し用意して、何か嫌なことがおうちである？みたいなのところでいろんな話を聞いたりとか。それは人権のところだったので。

今回は、やはり子どもが今本当にやりたいことができているかみたいなのところをちょっと聴きたいねというあたりで、「嫌いなメニューがあった時どうしてる？」というのとはすごく具体的なんですけれども、これだとすごく答えやすいかねという部分とか、あと、「うれしいことがあった時どうする？」、「嫌なことがあった時どうしてる？」というのでも、これだけを聴くのではなくて、少し肉づけをしながら、話をしながら聴いていくというような形で、これだけをピンポイントで4問やる形ではなくて、少しアイスブレイクみたいな空間を持ちながらやってみようかなと思っているところでした。

○委員 今までの実績だと、ヨーロッパなんかでは幾つかの国で、4、5歳ぐらいの子どもたちが、だから4歳児クラスだともう5歳になっている子が多いから5歳ですよ、5歳の子たちが例えばまち歩きみたいなことをして、私の好きな場所みたいな感じで、私が怖いところとか、私が好きなところというのを割とある種、主張だろうね、意見表明していくみたいな、そういう試みって、実はヨーロッパでは、まちづくりのところである程度もう実績があるんですよ。だから、そういうようなことだと、例えば、この保育園の中であなたたちが一番好きなのところってどこ？みたいな話とか、具体的には、どんなときが一番好きで、どんなときが嫌？とか、そういうような聴き方だったら、もっと具体的で、ひょっとしたら出てくる可能性はあるなど。似ていますよね、多分ヨーロッパなんかのそういうつくり込み方と。

幾つかあるのでそれは紹介しますがけれども、もう既にそういうところで、乳児まではいかないけれども、幼児のところではたくさんそういう実践があるので、そういうものを作りながら、委員のところはどう？赤ちゃんというの。でも私、きっとあるような気がする

んだよね。挑戦してみたらどうかなという気がするんだけど、どうかしらね。

○委員 今、デジカメ持って散れーみたいなの、面白いかと思っていました。撮ってきて、みたいな。

○委員 ねえ、子どもが好きなのね。

○委員 そうそうそう、それを見てみるとかね。

○委員 4、5歳だったらやるよね、絶対ね。というような話かな。

赤ちゃんはどうかな。何か面白そう。赤ちゃんはさすがにないんですよね。私もいろいろこの間探したんだけど、4歳ぐらいからはあるんだけど……。

○委員 ここにカメラをつけたりしてね。何見てるのかな？と。

○委員 見ているものを見る。赤ちゃんを目線を……。

○委員 本当は保育士さんはそれを知っているよね。それに応答していつているんですものね、きっと。

○委員 多分ね。そういうことも含めて、保育園でどんなことを私たちは見ているかみたいな、例えば子どもの動きをどんなに大事にしながら私たちは保育をしているかということが伝わるのもすごく大事ですよ。そういうようなことが出せたら、そこを学校の先生たちや学校に見てほしいということですよ、一番大事なところは。そうすれば、もうこの不登校は大分減るだろうと思うんだけど。

○委員長 ほか、アンケートについて御意見等がありましたら。特に職員、保護者へのアンケートのところを見ていただいてもいいのかなと思います。

○委員 子どもの意見のところなんですけれども、ガイドライン改訂に向けてということでこの項目を考えていただいたのではないかと思うんですが、これは聴取と書いてありますけれども、直接子どもに聴いて、子どもからその声を引き出すのが一つの目的ということでよろしいですかね。それと、これに対する答えを集計して改訂に向けていきましょうと。

この答えを出すということだけであれば、多分保育園だと、担任の先生なら全部、何とかちゃんは何が嫌いとか、何とかちゃんはどういうこと、こういうことをしていますというのは全部分かっていらっしゃるんじゃないかなという気がします。ちょっとそこを確認したくて聞いてみました。すみません。

○委員長 ありがとうございます。

職員へのアンケートで、この項目で、例えば前文や保育士のところにいいインパクトを

与えられるデータが出るかどうかというのが……。

○委員 前に私、実は保育ネットの調査というのを15年ぐらい前にやっているんですよ。そのときに、保育のことを聴こうとするときに、今在園している親だけに聴いてもこんなの全然分からなくて、やっぱりこれから保育を利用しようとしている親たちは保育園に何を期待しているかというところはすごく大事な情報で、やっぱりその人たちをゲットすることはすごく大事だと思うんです。拠点事業ならばそれがかないますよね。なので拠点事業に協力してもらうか、あるいは健診のときに頼むという方法もあると思うんですよ。むしろ、こういうものを行っているんだということ。

あるいは、さっき、保育士が分かることと子どもが言うことは違いますから。もうこれは研修とかではっきり出てきているので。保育士が分かっていない子どもの気持ちなんていっぱいあるので。そうなる、やっぱり子ども自身に聴くということであったり、あるいは保護者自身に聴くということ、保育士が語れること、あるいは施設長が語れること、行政が語れることって少しずつ違いがある。やっぱり私は、このガイドラインの中ではその違いをしっかりと認識しながら、そこでみんなで子どもの権利というところに合わせていかないと、そこがずれちゃうともう本当に使われなくなっちゃうので。そこを逆に、例えば皆さんからヒアリングしながら共有していく場にする。こんなのあるんですよという形でヒアリングしていくことも大事ななということは思います。アンケートってそういう意味がありますので。これはグーグルアンケートでしょう？

○委員 グーグルアンケートだから、別にどこで取ろうとあまり負担はないので、むしろたくさんの方でこういうことをやっているんですよと広報していくことはとても大事ななと思いました。

○委員 これにちょっと参加というか、関わろうと思っている中で、事前にいろいろ考えていまして、例えば職員に「あなたは子どもがなにを求めているか知ろうとしていますか？」ということも、私も保育士ですけれども、ここをどういうふうに答えるかとか、例えば保護者のところで同じように「お子さんの気持ちや考えを知ろうとしていますか？」。選ぶというだけでなく、最終的にどういうふうに落とし込むかにもよるんですけれども、何がそれを難しくしているかとか、そういうことまでしたいんだけど、その妨げになっているような日々の忙しさだったり社会の厳しさみたいな、自分は今騒いでもいいやと思っているけれども視線だとか、そういうことも含めて何が難しくしているかなということを知りたい方がいいのかなとか、単純にこの5択ではなくてという

ふうにも考えていますし、保育者に「子どもがなにを求めているか知ろうとしていますか?」、「していない」と答えるのかなとか。

ここも結局、先ほどの話で、率直に答えてほしいと思いながら、人数のことであったり、忙しさのことであったり、自分のスキルのことであったり、それをもう少し研修か何かでスキルアップするような時間とかがないとか、そういうことが必要だとか、そんなことももっとオープンなところで聴くことも必要かなということもちょっと考えています。そのあたり、また何か御意見がありましたらお願いします。

○委員長 ありがとうございます。

今、先生方に御意見をいただいて、いろいろな方々から、関わっていただくというところで広くというふうに思うと、例えば卒園した後の保護者の方々が、今振り返ってみるとやっぱり保育園時代にこういうことをというのが後から分かるということもあるので、そうやって卒園した方々も含めてみるとか、あとは量的なアンケートをやりながら少しヒアリングというか、インタビューをしていく中で、今、委員がおっしゃってくださったような直接具体的な、それができないときってこうなんだとか、そういう言葉が含まれてくると、前文の中で例えばそういうリアルな、読むと、ああ、分かるというような声が入っていたほうが、数字でデータでこうですよという無機質な感じよりも、今回のガイドラインの入り方としてはいいのかなと思うと、大変なお仕事になると思うんですけども、少しそういったアンケートのところもうまく使っていただけたらなと感じています。

お時間もあるので、一旦今日議論していただく内容についてはいただいて、今後のスケジュール、それから作業部会のところを少し進めていけたらと思います。限られた時間なので、できることをと思います。お願いします。

○事務局 それでは、私のほうから、まずは今後のスケジュールについて御説明させていただきます。

お配りしている資料3を御覧ください。資料3は世田谷区保育のガイドライン（改訂版）の作成スケジュール（案）ということでお示ししております。

表の一番上が改訂委員会の日程、その下が作業部会の日程、あとは、その他と議会関係の日程を載せさせていただいて、欄外、一番下のところにガイドライン改訂委員会の実施案を記載しているものです。

こちらに記載のスケジュールで進めていきたいと考えているところですが、1点、皆様にお伝えしたいことがございまして、当初、もう既に今回の第2回も含めて第3

回、第4回と日程を御案内させていただいたんですけれども、当初は次回、第3回の改訂委員会は10月18日開催予定で御案内しておりましたが、すみません、こちらは予定を変更させていただいて、第3回改訂委員会は12月6日に開催したいと考えております。こちらにつきましては、第3回改訂委員会は当初10月18日を予定しておりましたが、それまでに部会を開いて、その案を事務局がまとめていくと考えるとなかなか日程が厳しいところがありまして、12月6日を第3回にさせていただくと判断させていただいたところです。

当初、各委員の皆様には、10月18日、既に御予定いただいているところだと思うんですけれども、作業部会のところにも記載があるんですが、当初第3回を予定していた10月18日につきましては作業部会の日に充てたいと考えております。10月18日も作業部会に充てるんですけれども、そこで議論が終わらない場合は11月15日まで、各作業部会の進捗に応じまして部会を開いていただいて、引き続き議論を深めていただければと考えているところです。

この検討部会で御意見を事務局にいただいた後、2週間程度でまとめさせていただいて、次回第3回、12月6日を予定しておりますが、そちらで検討部会の議論を踏まえてガイドラインのたたき台、素案をお示ししたいと考えておりまして、そこで協議をいただく形にしまして、第4回が最後、1月に開催予定となっております。

こちらのスケジュールに変更させていただきたいと考えているんですが、こちらのスケジュールの案はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。急な変更になり申し訳ございませんけれども、こちらの日程で、まずは御承知おきいただければと思います。

スケジュールの確認については以上になります。

○委員 1月はいつかというのはまだ分からない……。

○事務局 そうですね、1月につきましては、すみません皆さんお忙しい中、なかなか調整が進んでおらず申し訳ございませんけれども、また改めて調整をいたしましてお示しさせていただきますので、もうしばらくお待ちいただければと思います。

○委員長 この後、日程調整の連絡をいただいて、そこで決定するという流れでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、このような形で進めていきたいと思いますが、今日、残り少しお時間がありますので、この後、作業部会に分かれて、少し内容、項目について御議論をいただいて、

本格的には次回は10月18日という日程をいただいておりますので、そこで精査していくような流れになるかと思えます。

作業部会については、メンバー等は御説明等は必要ですか。

○事務局 前回の表が今日の資料の中に入っております、こちらに4テーブルに分かれておりますので、そこにそれぞれ集まっていただき、事務局が記録として入りますので、どうぞよろしくをお願いします。

○委員 ちょっとすみません、この作業部会の進め方みたいなものをどうイメージしているかということ全体で共有していただけますか。

○事務局 お手元の資料2にあるんですけども、骨子については、今日いただいた御意見をもう一度こちらで確認をして、またお示ししたいと思っております。

ここの「世田谷区の保育」というところですが、ここの部分において皆様に各グループに入っていて、文言をまず確認していただく。やはりこれは残すよね、ここは時代とともにもしかして修正が必要かなというところ、あとはここには追加をしようかとか、一番右側に「その他・ご意見」というのがあるんですね。これは委員の方から少しいただいているものですので、そこも参考にさせていただけたらいいかなと思っております。

あとについては、まず文章等について御議論いただきまして、チェック項目の内容についても御検討をしていただきたいと思いますと思っております。よろしいでしょうか。

○委員長 結構難しいですね。

○委員 チェック項目の内容というのは何……。

○事務局 現行のものとなります。

○委員 具体的には、全体の構成みたいなものはこのままいくのかということと、例えばどのぐらいのことを各担当が書くのかとか、方針としては例えば今あるものを半分にするとか、その分量的なものも含めてなんですけれども、それから、前のものはどれぐらい原形をとどめるのかとか、例えばさっき話をしていたことの中で、内容的にここにはこういうことを入れてほしいということが当然出てくると思うので、そのあたりの意見交換みたいなものと全体調整というんでしょうか。

この辺と、さっき言っていた作業部会の位置づけみたいなものというのか、作業部会は1日やるわけなんですけれども、それは1日なのか、それともさっき11月何日までやるという話だったので、例えば今日分担してしまって、それは対面でやるのかオンラインでやるのか、それも各部会に任せるとか、それもですね。

多分、どういうふうに分担というのと、具体的には作業部会と全体とをどう位置づけるか、そのところぐらいまでは少し方針を決めておいていただかないと、多分部会の進め方も当然あるので、少しお願いをしたいと思います。

○事務局 次の1日、2時間になります。18日については対面でお席を、こちらで場所を用意しますので、そこに来ていただいて対面で行う。

そしてあと、内容についてですけれども、分量としては、やはり今までのガイドラインと同じ程度にさせていただきたいと思っております。多分追加項目があると思っておりますので、そこは優先順位とか、やっぱりここは絶対削れないよねというものもあると思っておりますので、そこは残していただいて、そしてその後の委員会の中でまたそこを議論していくというふうに考えています。

○委員 だとすると、作業部会のところに書いてある11月15日というのはどのレベルまで……。

○事務局 18日に多分終わらないかもしれないという意味で、終わらなかったらもう1日、半日でも、そこは残った分量によってになると思うんですけれども、そこをちょっとお考えいただきたいという感じです。

○委員 じゃ、それはそれぞれの分担も任せるみたいな形にして、要するに、中間報告的なものを一体いつまでに完成させるのか。例えば、そのたたき台を全体会で議論するのが12月6日であるとするなら……。

○事務局 はい、そうです。

○委員 その草稿をどれぐらいまでに出すのかとか、そういうことを決めないと、多分全体のバランスが取れないと思います。

○事務局 11月15日にはその出来上がったものを、部会で話したものを事務局がもらって、そこから2週間かけて、いただいたものを素案という形になると思います。

○委員 要するに、2か月でつくるということね。

○委員 多分先生方が一番困るよね。代表制を持っているという話になると……。私たちなんか勝手に言えばいいんだけども。

○委員長 ちょっとイメージを共有する必要があるなと思うので、先ほどからのコンセプトだったり方向性が一旦頭に入っているという前提で現行のそれぞれのところを読み直して、その中に、例えばこういうことは必ず入れたほうがいいのか、あるいはここは少し表現を変えたほうがいいのか、そういう議論を各部会で行って、それを具体的にお示しし

て、事務局に戻すのが11月15日という理解で大丈夫ですか。

○事務局 必ず作業部会事務局が入っておりますので、記録をして、それをこちらで文字起こしていかうと思っております。それをもう一度お返しして、それで大丈夫かどうかもうまた確認していただきというようなことを考えています。

○委員長 ありがとうございます。

そして多分量は最終的に調整していくと思うんですけれども、例えば現行の1に「子どもの権利」と入っていますが、きっとここは今回のコンセプトでいくと、もっときちんと表現していかなくちゃいけないと思うので、こういうところは当然分量が増えるだろうと思います。その最終的な分量の調整は全体が集まったところで整理をするほうが、あまりここに縛られると大事なところが抜け落ちるような気もするので、そこはもう部会にお任せしてもいいのでしょうか。

○事務局 はい、皆さんで協議しながら、最終的には進めていきたいと思っております。

○委員 多分一番大事なところがこの全体構成だと思うんですよ。全体構成に対して、ある程度共有していく。例えば全体として、子どもの権利と保育士の資質の問題と保育環境と保育内容となっていますよね。この構造でいいのかということが多分まず一番大事で、そして例えば保育内容というときに3つ出ているんだけど、この3つなのかとか。やっぱりそのあたりが一番大事で、本当は今、共有しておいたほうがいいなという感じはしますよね。

○事務局今、資料2のところに「改正案」という形で、1ページの真ん中ですね。これは案ですので、このような形でどうかなというふうに、先ほどのイメージ図に合わせて少し記載しています。

○委員 すみません、その構成のところはもうちょっと詰めておけばよかったなと思うんですけれども、前回のところでもお話に出ていたと思うんですけれども、例えば資料6にあるような国のほうの検討の構成なんかも少しにらみながらやっていかなくちゃいけないと思うんです。そうしたときに、この構成でいいのかというのはちょっとまだ議論が十分できていなくて、そこら辺もちゃんと固めないといけないかなとは思っています。検討を始めてから、それで後からまた分解して整理というのはちょっとやりにくさがあると思うので、最初の段取りと違って申し訳ないんですけども、少しそこら辺も御意見をいただいて、それから作業のほうがいいかなと思っております。すみません。

○委員長 ありがとうございます。多分そのほうが、せっかく考えたことが二転三転しな

くてよろしいかなと思うので、御意見いただいたところを受けて、少し進行を変更させていただきたいと思います。

その骨子を決めていく中で、今、もし残りの時間で思いつく御意見があれば少しいただいて、それを事務局のほうで検討して進めていただいたものを、メール審議でもよろしいかなと思うので、投げさせていただいて、各委員から御意見いただいたものを骨子案という形で進めて10月18日を迎えるという流れに変えてもよろしいでしょうか。

では、もし今思いつくところということで、短い時間なのでなかなかアイデアがぱっとというのではないかもしれませんが、少しこういう構成、あるいはこういう章があってもいいのではないかとすることをいただけるようであれば、あと五、六分あるので、お時間を使いながら御意見を2つ3ついただいてもと思います。

○委員 もともと現行の6、「保護者支援・地域の子育て支援」、この辺りを私たちは担当することになって、現行はそれこそ保育施設がやっている保護者支援、地域の子育て支援にとどまっていたものが、これは全体、保護者だとか地域、子どもに関わる全てに向けてなので、保育施設にとどまらず、地域の子育て支援、あるいは保護者たちも含めた……。ごめんなさい、これが資料2の右側に「子どもを支える多様な関わり」に分解というか、こういうふうになったという理解でしょうか。それぞれが保護者としてはこういうことを大事にしたい、地域としてはこうしたいというふうに分けていくという提案ということでもいいですか。

○事務局 はい。

○委員 「根(2)」というのは何の略ですか。

○委員長 これはきっと木のイメージのときに下を支えている土台の中で、ただ、やっぱり保育所保育というところは中心的なメッセージとして、保育の質ガイドラインで教育保育施設というところがそこに多分根(1)というイメージで置かれていて、それ以外の根の部分が(2)みたいなイメージで整理されているように読みました。

○委員 委員、実践の質評価スケールでこんな項目を全部入れちゃったら大変な量になってしまうので、この中で、今、保育内容の部分で世田谷がもし入れるとしたら、これはやっぱり入れておかないとまずくない？ でも、基本的には、例えば保育所保育指針だって幼稚園教育要領だって認定こども園要領だってみんなあるわけだから、当然そういうものを踏まえているので、やっぱり親とか地域の人たちとかみんなが共有できる概念として一つのガイドラインとして言うと、これは絶対大事だねというような形で書き上げればいい

かなと私は思うんですよね。これを全部書き上げたら大変な話になっちゃうので、どうですかね。

○委員 多分、1回作業的には、これまでのガイドラインとこれの対応関係を引いてみるということ、面倒くさいですけども、やりたくはないですけども、1回やっちゃったほうが結果早いかなと思っていて、今後のことを考えると、ここら辺は目配せしておいたほうがいいことはきっと間違いがなくて。ただ、分量的にそれほど多くするのは得策だとは思っていないので、この項目の中にこれは入っているよと言えるように、まず対応関係を結んじゃったほうがいいかなという作業イメージを持つのがまず1個目。だから逆に言うと、それをどれぐらいのページ数に圧縮して収めるか。

そうすると、その中に恐らく国が出してきているスケールのキーワードをこう拾ったよという根拠を世田谷が取ればいいんだと思っていて、同じことを書く必要はなくて、これを我々はこう読んでいる、だからそれを我々が見ていったときのスケールの基本的な概念として考えているんだということが言えるといいのかなというイメージでいました。

○委員長 賛成。大事ですよ。

○委員 基本的には私もそれでいいと思いますけれども、それをやるのは大変ですよ。

○委員 大変です。大変なので振られたら嫌だなと思っていましたが、多分それをやらないと駄目だとは思っていません。

○委員 だから、やっぱりそれを共同してやっていかないと、ここはここに含まれているという……。

○委員 そうです。だから、それぞれもう1回くだきながら、世田谷の今あるガイドラインの中のキーワードと今度の新しいスケールとのキーワードの関係を対照表というか……。

○委員 わざわざやってくれたからね。ここの中でもうちょっとここに……。

○委員 そうですね、頑張ってください。いわゆる大学の中で新旧カリキュラムの対照表みたいなことをやって、読み替え科目がこれですよみたいな、そんなイメージのものがちゃんと根拠を持ってつくっておくと、多分何かのときに何か言えるというのがすごく大事かなと思っています。

○委員 1回対応みたいなのをつくって、ちょっと見てもらえるとありがたいです。よろしくお願いします。それで18日を迎えるというのがいいかなと思っています。ありがとうございます。

○委員 さっきも、ちょっと何かスパイラルアップみたいな言い方をしちゃったんですけども、位置づけになるのか分からないですけども、これをつくってどうするんですかというのがこの中に入っていてほしいんですけども、今、案でしたっけという……。

結局、これを参考に保育させていただいていますとか言うけれども、うそこけとか、やっぱり保護者に透けて見えちゃうときもあるじゃないですか。すごい本当にやっているって、何をやっているのか分からない。だから、これをどうやって使ったらいいとか、その実践のアイデアみたいなものがないと、本当にどこから手をつけていいか分からないという人たちにとっては、あっても、ほお一みたいになっちゃうというか。

○委員長 置いていかれちゃいますよね、またね。

○委員 うん。すごいその格差が、今、世田谷は課題なんじゃないですかと私は思っていて、取り組んでもらうためのガイドラインにしないと。すごい偉そうに言っているけれども、私たちも降りかかってくることなんですけれども……。

○委員長 本当に前文から最初のところできちんと、そのコンセプトやガイドラインの趣旨、目的が示されれば、あとは今のつながりとか整理とか項目がきちんできていけば、文章を書くのが上手な先生方はいっぱいいるので、多分そこから先は行けると思うので、その最初の肝腎かなと思います。

○委員 今、委員がお話ししたようなところは、恐らくこういうのをつくった上で自己評価をしたり、あとは少し第三者的に見てどうかという仕組みとか、それが研修にまた生かされていくとか、そういったところもちょっと考えていくのかなと思いますので、まずはちょっと項目を決めていきつつ、後段のほうではそういうところまで議論できればなと思います。

○委員長 ありがとうございます。それをどう運用するのが最後に来てもいいし、先に来るのか、その構成も少し議論していけたらと思います。

ということで、すみません、随分予定の進行を変更させていただいておりますが、忙しい先生方なので、時間を効率的に有効に使っていきたくて思っております。

それでは、議事を少し変更しながら進めてまいりましたが、今日のところは先生方の御意見を踏まえて事務局で整理していただいたものをメール等で共有しながら、10月18日につながりという形でよろしければ、今日の委員会は以上にさせていただきたいと思っております。

先生方、御質問等大丈夫ですか。

○委員長 それでは、よろしければ本日の委員会は以上で終了させていただきます。先生

方、ありがとうございました。お疲れさまでした。

午後 7 時30分閉会